

光市地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金

以下3つのタイプにより、市内に新たに事務所を新設した事業者に奨励金を支給します。



サテライトオフィス進出するなら・・・
テレワークオフィス設置するなら・・・
空き店舗を活用して事業するなら・・・



特
典

1タイプにつき30万円の奨励金を交付

(別タイプとの上乗せも、事業所設置奨励金(条例)との併用・上乗せも可能!!!)

◎ サテライトオフィス進出タイプ

市外に本社・本拠を置く事業者が、市内に新たにサテライトオフィスを設け(進出し)事業を行う場合



◎ テレワークオフィス等開設タイプ

市内にシェアオフィス・レンタルオフィス・コワーキングスペースなどを開設し、運営する場合



◎ 空き店舗等活用タイプ

市内にある空き家・空き店舗・空き工場などを活用して事業所を設け、事業を行う場合



新たに事業所を設置するとき、その土地や建物、設備の取得への投資(投下固定資産総額)が2億円(中小企業2,000万円、小規模企業500万円)を超える場合、そこにかかる固定資産税を事業開始から3年間、奨励金として交付する制度である「事業所設置奨励金」との併用、上乗せも可能!

さらに!! ◎空き店舗等を活用し、◎サテライトオフィス進出する場合などは、2つのタイプに該当し、別タイプとの上乗せ交付が可能となっているため、30万円×2タイプ=60万円の交付が受けられます。

■ 各タイプ別要件や申請方法などは裏面参照

■ 対象となる要件：共通（各タイプ別の要件は下表参照）・対象業種は原則 全業種

- ・光市税の滞納がないこと。
- ・1年以上継続して営業することが見込まれること。
（既存物件の賃貸・借受けによる営業の場合は、賃貸借契約・使用貸借契約の期間が1年以上であること）
- ・奨励金に関し市が実施する広報活動に協力すること。

タイプ別要件一覧表

サテライトオフィス進出タイプ	テレワークオフィス等開設タイプ	空き店舗等活用タイプ
次の業務のいずれかを主として行うオフィスであること ・情報等システムの開発・運営・管理等を行う業務 ・各種設計、デザイン、編集等を行う業務 ・インターネットを活用した業務 ・新製品の研究開発、マーケティング等を行う業務 ・このほか市長が上記と同等と認める業務	次の施設のいずれかを開設し、運営すること ・シェアオフィス ・レンタルオフィス ・コワーキングスペース ・このほか市長が上記と同等と認める（複数の企業・個人がテレワーク等を行うために自由に利用することができる勤務場所を提供する）オフィス	市内に所在する空き店舗、空き工場又は空き家に入居すること。 （取得、借受けは問わない） ●大規模小売店舗立地法に規定される大規模小売店舗（大型商業施設（店舗面積1,000㎡超）やショッピングセンター、小売市場等）および当該施設内のテナント物件ではないこと。 ●前の入居者が退去した後、又は物件が完成した後、いずれもおおむね3箇月を経過していること。ただし、光市空き家情報バンク制度により利用する物件については、この限りでない。
市外に本店所在地を置く法人又は個人事業者	—	以下のいずれにも該当しないこと
1年以上同種の事業（業種）を営んでいること	—	・（交付申請者が個人のととき）空き店舗等の所有者が交付申請者の親族である場合又はその所有者が法人でその役員に交付申請者の親族がいる場合 ・（交付申請者が法人のととき）交付申請者の役員に空き店舗等の所有者若しくはその親族等がいる場合又は交付申請者の役員が空き店舗等を所有する法人の役員を務めている場合 ・空き店舗等を建て替えて（一度さら地にして）事業所を新設する場合 ・仮店舗又は倉庫として活用する場合
従業員が1人以上市内に在住する見込みであること （オフィスに常勤）	—	

■ 申請方法

交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、下記申請先に提出してください。

- ・対象となる事業所の取得または借受けに係る契約書等の写し
（テレワークオフィス等開設タイプで、自己所有の物件をテレワークオフィス等として開設する場合は、当物件の登記簿謄本の写し）
- ・交付申請時点の対象事業実施場所が分かるもの（現況写真及び地図）
- ・事業者の概要および本店所在地が分かる書類
（法人：会社定款、法人の登記事項証明書 個人：直近の確定申告書又は個人事業の開業等届出書の写し）
- ・（サテライトオフィス進出タイプ申請の場合のみ）直近1期分の決算書の写し
- ・（サテライトオフィス進出タイプ申請の場合のみ）対象事業所に従事する従業員名簿、市内に在住する見込みである従業員の住民票抄本、雇用保険被保険者証の写し
- ・事業計画書（様式第1号別紙）
- ・誓約書兼同意書（様式第2号）
- ・市税の完納証明書
- ・そのほか、市長が必要と認める書類

この奨励金は、事業を開始する年度に交付されます。
事業所設置奨励金（条例）と併用なら…
事業開始から継続して長期間支援を受けられます。
この制度の詳細と、事業所設置奨励金（条例）の詳細は、
ホームページ（下記QR参照）をご覧ください。



■ 申請期限

- ・事業を開始する日までに市に申請する必要があります。

■ 申請先・問合せ 光市 商工振興課 光市中央六丁目1番1号

TEL:0833-72-1519 FAX:0833-72-8981 Mail:syoukou@city.hikari.lg.jp

